

奈良県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保  
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十七年二月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字三浦三一、六七の一、七〇から七  
三まで、二九五、大字五百瀬一六五、一六七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字三浦三一・六七の一・七一・七三・大字五百瀬一六五（以上の五筆につい  
て次の図に示す部分に限る。）、大字三浦七〇、七二、二九五

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) (二) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」）は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部  
森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）